

出水市訓令第20号

出水市建設工事請負契約に係る事務処理規程を次のように定める。

平成29年6月28日

出水市長 渋谷俊彦

出水市建設工事請負契約に係る事務処理規程・・・(別紙)

出水市建設工事請負契約に係る事務処理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、出水市が発注する建設工事の監督（以下「監督業務」という。）を適正かつ円滑に行うため、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事及びこれに附帯する工事をいう。
- (2) 設計図書 工事における質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (3) 施工図等 施工図、原寸図、工作図、製作図その他これに類するもので、契約書に規定する工事の施行のための詳細図等をいう。
- (4) 監督職員 総括監督員及び監督員をいう。

(監督業務の分類)

第3条 監督業務は、監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務

ア 出水市建設工事請負契約書の標準様式（平成18年出水市告示第143号。以下この条において「標準様式」という。）の規定に基づく契約権者等の権限とされる事項のうち、契約権者等が必要と認めて委任したものの処理

イ 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ウ 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理

エ 設計図書に基づく工事の施工のための施工図等（軽易なものを除く。この号において同じ。）の作成及び交付又は受注者が作成した施工図等の承

諾

オ 設計図書に基づく工程の管理若しくは立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）で重要なものの処理

カ 設計図書の変更又は工事の一時中止若しくは打切りの必要があると認められた場合の契約権者等に対する報告

キ 一般監督業務を担当する職員（以下「監督員」という。）の指揮監督及び調査業務の掌理

ク 標準様式第31条第6項の規定に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認

(2) 一般監督業務

ア 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理とし、次に掲げる事項を除くものとする。

(ア) 標準様式第12条第2項に規定する受注者の工事関係者に関する措置請求

(イ) 標準様式第17条第2項及び第3項に規定する工事の施工が設計図書に不適合の場合の改造請求及び破壊検査

(ウ) 標準様式第26条第3項に規定する受注者に対する臨機の措置に係る意見及び措置請求

イ 関連する2以上の工事における工程等の調整（重要なものを除く。）

ウ 設計図書に基づく工事の施工のための施工図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した施工図等で軽易なものの承諾

エ 設計図書に基づく工程の管理若しくは立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（重要なものを除く。）

オ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く。）の処理

カ 設計図書の変更、工事の一時中止又は打切りの必要があると認められた場合の監督総括業務を担当する職員（以下「総括監督員」という。）に対する報告

キ 一般監督業務の掌理

(監督職員の任命)

第4条 総括監督員は、当該工事を担当する課長(以下「工事担当課長」という。)

又は係長(係長に相当する職を含む。)のうちから、出水市契約規則(平成18年出水市規則第49号)第55条の規定により、監督の下命の委任を受けた者が任命する。

2 監督員は、当該工事を担当する技術職員(前項に規定する職員を除く。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、建築工事の監督において法令で資格を必要とする場合は、監督職員のいずれか1人は、所定の資格を有している職員とする。

4 工事について特に専門的知識若しくは技能を必要とするとき、又はその他の理由により監督員によって監督を行うことが困難若しくは適正でない認められるときは、市職員以外の者に監督を委託することができる。

5 監督職員は、工事の請負契約ごとに監督職員任命書(第1号様式)により任命するものとする。

6 第1項から第3項までの規定により監督職員を任命し、又は第4項の規定により監督を委託したときは契約権者等は、監督職員の氏名その他必要な事項を、工事の請負契約ごとに、遅滞なく、監督職員任命通知書(第2号様式)により、契約の相手方に通知するものとする。

7 前項の規定は、監督職員に変更があった場合に準用する。この場合において、第5項中「監督職員任命書」とあるのは「監督職員変更書」と、前項中「監督職員任命通知書」とあるのは「監督職員変更通知書」とするものとする。

(監督職員の交代)

第5条 監督職員が交代する場合において、前任者は引継書を作成し、監督記録その他工事監督に関する一切の事項を新任者に引き継がなければならない。

(工程表)

第6条 監督員は、契約を締結した日から7日以内に設計図書に基づく当初工程表(第3号様式。以下「工程表」という。)を受注者に提出させるものとする。

2 監督職員は、受注者から工程表が提出されたときは、契約図書(契約書及び設計図書をいう。)と照合及び審査を行い、不相当と認められるものにあつては

修正の指示をしなければならない。

- 3 前2項の規定は、工程表に変更があった場合に準用する。この場合において、第1項中「当初工程表」とあるのは「変更工程表」とするものとする。

(現場代理人等)

第7条 監督員は、契約締結後に現場代理人等を選任した場合にあっては現場代理人等選任通知書(第4号様式)に、現場代理人等を変更した場合にあっては現場代理人等変更通知書(第4号様式)に、必要な資格者証の写しを添えて、遅滞なく受注者に提出させるものとする。

- 2 監督職員は、現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者の工事の施工又は管理が著しく不相当と認められる場合にその交代を要求するときは、工事担当課長に報告し、その指示を受け、受注者に対し理由を付してその交代を求めるものとする。

(工事の技術的基準)

第8条 監督職員が監督を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

(受注者、利害関係者への対応)

第9条 監督職員は、受注者その他利害関係者に対し、常に厳正な態度で監督をしなければならない。

(地元関係者への配慮)

第10条 監督職員は、工事の施工場所の近隣住民との良好な関係の維持に留意し、紛争等の起こらないよう配慮しなければならない。

(工事打合せに関する書類)

第11条 監督員は、受注者に対して指示若しくは承諾を与え、又は疑義について協議若しくは確認を行うときは、工事打合せ簿(第5号様式)により行い、その内容を工事担当課長及び総括監督員に報告しなければならない。

(工事の進捗管理)

第12条 監督職員は、工程表に基づき、工事の進捗管理を行い、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、受注者に厳重に注意するとともに、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災その他の事故によって工事の進捗に支障が生じたときは、

速やかに工事担当課長に報告し、その指示に基づき、受注者に対し、必要な指示を与えなければならない。

3 監督職員は、受注者が正当な理由なく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。

4 監督員は、原則として週1回、工程会議の実施日を定め、当該工程会議において週間工程表（前週実績と次週予定を記載したもの）に基づき、現場代理人、主任技術者等と工程の調整や品質・安全管理等について協議するものとする。

5 監督員は、工事の着手後は、毎月受注者に当該月の月末までの出来高数量を記載した工事履行報告書（第6号様式）及び当該月に行った安全教育の実施状況の書類及び月末時点における現場状況写真を添付した工事月報（第7号様式）を翌月7日までに提出させなければならない。

（設計図書の疑義等）

第13条 監督職員は、次に掲げるときは、工事担当課長にその旨を報告するとともにその措置について指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、自己の判断で適切な指示を行い、事後において速やかにその措置について工事担当課長に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 設計図書の誤り、脱漏その他設計図書と現場との不一致等を発見したとき。
- (2) 工事の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めるとき。
- (3) 災害の防止その他工事の施工上、臨機の措置を講ずる必要が生じたとき。
- (4) 工事の施工中に事故、災害等が発生したとき。
- (5) 工事の施工中に工作物及び支給材料に損害を生じたとき。
- (6) 工事の施工によって第三者に損害を及ぼしたとき。

（工事経過の記録）

第14条 監督員は、契約を締結した工事ごとに監督員と受注者間の連絡、打合せ及び地元関係者との折衝等を工事経過記録簿（第8号様式）に記載しなければならない。

2 監督員は、前項の規定により工事経過記録簿に記載をしたときは、当該工事経過記録簿を総括監督員に提出して調査をした内容を報告しなければならない。

い。

(下請負の通知)

第15条 監督職員は、受注者が工事を下請負させる場合は、遅滞なくその名称その他必要な事項について記載した施工体制台帳、施工体系図及び下請契約書の写しを提出させ、工事担当課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、前項に規定する下請負が工事の施工について著しく不適當であると認めるときは、その理由を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場立会い)

第16条 監督職員は、現場において確認、検査、試験、調査その他立会いの作業を行うときは、受注者にその旨を伝えて立会いをさせるとともに、その結果について双方確認し合わなければならない。

2 監督職員は、検査を行ってから使用させる材料又は施工立会いを必要とする工事にあつては、あらかじめ受注者に設計図書で指示しておかなければならない。

3 監督職員は、工事に使用する材料のうち、検査を要すると認めるものの搬入があつた場合は、その品質、規格及び数量等について検査を行い、不合格となつた材料については、遅滞なく工事現場から搬出させ、良品と交換させるとともに、数量に不足があるものについては、これを補充させなければならない。

4 監督職員は、次に掲げる工事の施工に立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、立会うことができないときは、その都度受注者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認しなければならない。

(1) 材料の調合を要する工事

(2) 水中又は地下に埋設する工事

(3) 完成後外面から明視することのできない工事

(4) その他特に重要な工事

(破壊検査)

第17条 監督職員は、受注者が前条第4項各号に規定する工事の立会い及び検

査を要求しないで施工し、かつ、外部から観察又は施工管理の状況を示す資料等により当該施工の適否を確認することが困難な場合は、必要に応じて破壊その他適宜の方法により検査しなければならない。

(現場状況の把握等)

第18条 監督職員は、工事についての関係法令等を熟知するように努めなければならない。

2 監督職員は、契約書、仕様書、設計書及び図面に基づき、工事が適正に施工されるよう現場の状況を把握しておかなければならない。

3 監督職員は、適切な工事が施工されるように、受注者に対し適切な指示を与えなければならない。

4 監督職員は、工事着手後、1月以内に工事安全パトロールチェックリスト（第9号様式）に記載された項目について、点検しなければならない。

5 監督職員は、次に掲げる事項に留意して現場の巡視を行い、当該事実を発見したときは、工事安全パトロールチェックリストに記載し、直ちに受注者に対し必要な是正措置を指示しなければならない。

(1) 交通事故又は労災事故の発生のおそれがある現場の状況にあるとき。

(2) 工事の施工方法が他に被害を及ぼす状況にあり、又は災害発生のおそれがあるとき。

(3) 工事の施工方法が指定の方法と異なり、又は品質管理の方法が適切でないとき。

(4) 工事の工程が計画どおり進捗していないとき。

(5) 現場に不適當な材料が持ち込まれているとき。

(6) 先に不合格とされた材料等が搬出されないまま残されているとき。

(7) その他指示事項が守られていないとき。

(施工図等)

第19条 監督職員は、必要があるときは設計図書に基づき、施工図等を作成して受注者に交付し、又は受注者が作成した施工図等を検査して承認を与えなければならない。

(条件変更等への指示)

第20条 監督職員は、次の各号のいずれかに該当する事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、変更指示書（第10号様式）により、受注者に指示を与えるものとする。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない（これらの優先順位が定められている場合を除く。）こと。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

（解体材及び発生品）

第21条 監督職員は、工事の施工に伴い、設計図書に明示していない解体材又は発生材が生じたときは、受注者からその内容を明らかにした書類を提出させ、必要な措置を講じなければならない。

（工事目的物等の損害）

第22条 監督職員は、工事目的物の引渡しを受ける前に工事目的物若しくは工事材料に損害があったとき、その他工事の施工に関し損害を生じたとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事の中止）

第23条 監督職員は、工事の全部又は一部を中止させるときは、工事一時中止に係るガイドラインに基づく適切な事務手続を行わなければならない。

2 監督職員は、工事の全部又は一部を中止させるときは、工事中止通知書（第11号様式）により行うものとする。

3 監督職員は、工事の中止を解除できる状況に至った場合は、工事中止解除通知書（第12号様式）により遅滞なく解除するものとする。

（工期の延長）

第24条 監督職員は、契約工期を延長する必要があると認めるときは、受注者

に契約工期延長願（第13号様式）を提出させるものとする。

- 2 監督職員は、工期変更協議の対象であると確認された事項について、受注者に必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を作成させ、工期変更に関する協議を受注者で行った上で工期を定めるものとする。
- 3 監督職員は、契約保証が必要な工事の工期を延長する場合において工期延長に合わせて保証期間が延長されない保証については、変更契約締結日までに、受注者に保証期間の延長をさせなければならない。

（工期の短縮）

第25条 監督職員は、契約工期を短縮する必要があると認めたときは、契約工期短縮協議書（第14号様式）により、受注者に工期短縮の要請を行うものとする。

- 2 監督職員は、受注者に可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を作成させ、工期変更に関する協議を受注者で行った上で工期を定めるものとする。

（工事の変更契約）

第26条 工事の変更契約を行う場合は、建設工事請負変更契約書（第15号様式）により行うものとする。

（書類作成）

第27条 監督職員は、次に掲げる書類（受注者から提出された書類を含む。）を作成し、整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 工事打合せ簿
- (2) 工事経過記録簿
- (3) 変更指示書
- (4) その他監督に関する書類

（工事目的物の出来形確認）

第28条 監督職員は、検査調書（出水市契約規則第53条第1項の検査調書のうちその1（工事用）をいう。次条において同じ。）が提出されるまでに、受注者の現場代理人、主任技術者等の立会いの下、工事目的物の最終出来形確認を行わなければならない。

2 監督職員は、前項の最終出来形確認の結果、不完全と認めたときは、受注者に対し、直ちに補修、改造その他必要な措置を講じるよう命じなければならない。この場合において、その不完全な箇所が重大であると認めるときは、これらの措置について工事担当課長の指示を受けなければならない。

(工事完成の通知)

第29条 監督員は、受注者が工事を完成した場合は、受注者に検査調書を提出させるものとする。

(完成検査)

第30条 監督員は、検査員が完成検査を行う際は、立ち会わなければならない。

2 総括監督員又は工事担当課長が指名した職員は、検査の円滑な遂行を図るため、原則として検査に立会わなければならない。

(工事成績評定)

第31条 監督職員は、出水市工事検査規程（平成18年出水市訓令第54号）第2条第2号に規定する一部完成検査又は同条第4号に規定する完成検査が行われたときは、出水市工事成績評定要綱（平成19年出水市告示第45号）に基づき、評定を行わなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第32条 工事目的物の一部について検査をした場合は、受注者に工事目的物の一部引渡書（第16号様式）を提出させるものとする。

2 工事の完成検査が完了した場合は、受注者に工事目的物引渡書（第17号様式）を提出させるものとする。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者が、工事の完成検査に合格した場合は、受注者に請求書（第18号様式）を提出させるものとする。

(前金払)

第34条 受注者が、前払金を請求する場合は、受注者に前払金請求書（第19号様式）を提出させるものとする。

(中間前金払)

第35条 請負代金額が300万円以上の工事で、既に前払金を支出した工事に

ついて、次の要件を満たしている場合は、受注者は中間前払金を請求することができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- (3) 当該工事の進捗度が、請負代金額の2分の1以上の額に相当していること。

2 監督員は、受注者から中間前金払認定請求書（第20号様式）が提出され、前項の規定を満たしていることを確認した場合は、認定調書（第21号様式）を交付した上で、受注者に中間前払金請求書（第19号様式）を提出させるものとする。

（部分払）

第36条 受注者が、部分払金を請求する場合は、受注者に部分払金請求書（第22号様式）を提出させるものとする。

（契約の解除）

第37条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事請負契約解除通知書（第23号様式）により契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事が完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 主任技術者又は監理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 次項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が、次の各号のいずれかの規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、受注者に工事続行不能届（第24号様式）を提出させるものとする。

(1) 設計図書を変更したため、変更後の請負代金額が当該変更前の請負代金額の3分の1を下回ったとき。

(2) 工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1の期間が6月を超えるときは6月）を超えたとき。工事の施工の中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に一般競争入札を公告し、又は指名競争入札参加指名通知を行う工事について適用する。

第1号様式（第4条関係）

監督職員任命（変更）書			
工 事 名			
工 事 場 所			
			年 月 日
上記工事の監督職員に、次の者を任命する。			
			監督下命者
			職 氏 名
			印
監督職員職氏名			権限及び委任の内容
総括監督員 職 氏 名	変更		契約書のとおり
	当初		
監督員 職 氏 名	変更		同上（第12条第2項、第17条第2項及び第3項並びに第26条第3項に係るものを除く。）
	当初		

注 監督職員を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

第2号様式（第4条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者

印

監督職員任命（変更）通知書

下記のとおり監督職員を任命した（変更した）ので、契約書第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日		日間
	至 年 月 日		
請負代金額	一金 円也		
監 督 職 員 職 氏 名		権限及び委任の内容	
総括監督員	変更		契約書のとおり
	当初		
監 督 員	変更		同上（第12条第2項、第17条第2項及び第3項並びに第26条第3項に係るものを除く。）
	当初		

注 監督職員を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

第3号様式（第6条、第24条、第25条関係）

工 事 名		当 初 契 約 工 期	自	年	月	日
			至	年	月	日
工 事 場 所		変 更 契 約 工 期	自	年	月	日
			至	年	月	日

年 月 日

(宛先) 契約担当者
受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

左記の工事を次のとおり施工（変更）しますので承諾してください。

当 初 （ 変 更 ） 工 程 表

月 日 工種・作業名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		摘 要	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		

注1 様式は、工期の長短にかかわらず、4月から翌年3月までの用紙を用いること。 上記のとおり承諾する。

2 ネットワークによる場合は、この様式にこだわらず、フローチャートを提出させることができる。 年 月 日

3 変更工程表の場合は、変更前を上段に赤書き、変更後は下段に黒書きとすること。 契約担当者

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

現場代理人等選任（変更）通知書

下記のとおり現場代理人等を選任した（変更した）ので通知します。

記

工 事 名												
工 事 場 所												
契 約 工 期	自	年	月	日	至	年	月	日				
請 負 代 金 額	一	金									円	也
名 称	氏 名		生年月日				従事期間				監理技術者 資格証交付番号	
	カナ	漢 字	元号	年	月	日	元号	年	月	日		
現 場 代 理 人							自					
							至					
主 任 技 術 者							自					
							至					
監 理 技 術 者							自					
							至					
専 門 技 術 者							自					
							至					

注1 現場代理人等を変更する場合は、上段に新任者、下段に前任者を記入する。

2 氏名カナは、最初の2文字だけ記入する。その際、濁点及び半濁点は1文字とする。

【参考】

名 称	氏 名		生年月日				営業所の名称				
専任技術者											

第6号様式（第12条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
日 付	年 月 日		
月 別	計画工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
(記載欄)			

発 注 者			受 注 者	
課 長	総括監督員	監 督 員	主任技術者	現場代理人

工 事 月 報

工事名					受注者			年 月 分			
工事場所											
工 種	単 位	契約 数量	構成比 %	出 来 高 数 量			累計出来高 %	押 注 者 印 受 注 者 欄	総 括 監督員	監 督 員	
				前 期 迄	今 期	累 計					
								記 事			
								(着工)			
								年 月 日			
								(竣工)			
								年 月 日			
								(請負代金額) : 税込み			
合 計											
出 来 高 %	100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0								月 度	計 画 % ---	実 施 % —
出来高 工期								日 間			

第9号様式 (第18条関係)

課長	総括監督員	監督員

年 月 日

工事安全パトロールチェックリスト

工事名		路線・河川名	
受注者		工事場所	

主なチェック項目	細目	NO.	点検項目	良否
1 工事の管理体制	(1) 管理体制の表示	1	緊急時の連絡組織図は整備されているか	
		2	施工体系図は掲示されているか	
		3	作業毎の責任者が選任されているか	
		4	建設業の許可票は適切に表示されているか	
		5	労働保険関係成立票は適切に表示されているか	
		6	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識は適切に表示されているか	
2 保安施設の整備	(2) 危険予知活動	7	確実かつ有効に実施されていて、記録があるか	
	(3) 新規入場者教育	8	確実かつ有効に実施されていて、記録があるか	
	(4) 安全教育・訓練	9	適時、的確に実施されていて、記録があるか	
	(5) 有資格者の確認	10	有資格者の確認(免許、修了証の写し)をしているか	
		11	保安柵、保安灯、照明等の設置、使用方法は適切か	
	(2) 交通対策	12	歩行者通路及び車線は十分確保されているか	
		13	保安要員の確保及び適正配置はなされているか	
	14	交通規制標識、警戒標識、迂回指導板等の適正配置がされているか		
	15	段差のすり付けが危険でないか		
3 工事中の仮設構造物の安全確認	(1) すり付け及び覆工	16	覆工は安全か	
		17	架空線、地下埋設物及び地下工作物等の防護方法は適切か	
	(3) その他の仮設物等	18	仮設物等の位置は適切か、不安定となっていないか	
4 工事中の作業管理	施工時の安全管理	19	作業従事者の服装、安全装備(保護帽(アゴ紐)、防護具等)は適切か	
		20	休憩は適切に実施されているか	
		21	現場詰所は整理され、防火対策も十分とれているか	
		22	現場詰所に救急箱は設置されているか	
		23	現場内の資機材は整理整頓されているか	
		24	建設機械、荷役運搬機械は特定自主検査を受け、検査済標章が貼られているか	
		25	建設機械の用途外使用はないか	
		26	建設機械の作業は安全に行われているか(制限荷重内での吊り下げ作業、転倒防止装置や立入禁止措置など)	
		27	墜落防止装置は適切か(安全帯、命綱の着用の有無、作業床、脚立等が使用目的に応じた安全な構造かどうか)	
		28	一般者通路、工事用通路及び作業帯に不備はないか	
		29	酸欠防止対策はとられているか。換気に不備はないか	
		30	掘削は適切に実施されているか(掘削勾配等)	
		31	騒音、振動に対する配慮がされているか	
指摘				
	点検者		立会者	

※ 記入例(良 ○ 不可 × 該当なし -) 不可の場合は、指摘欄に指導事項等を記載する。

第10号様式（第20条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

変更指示書（第 号）

下記工事について、別紙事項の変更をしますので、監督員の指示により施工するよう通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
契約変更別	当初契約	第 回 変更	第 回 変更
着工年月日	年 月 日		
竣工年月日	年 月 日		
請負代金額	金 円		

別紙事項について、了解しました。

現場代理人 氏名 印

注 第 回変更の欄は、設計変更契約締結前のものについては概算請負代金額を記入する。

(別 紙)

指 示 内 訳

指示項目	変更区域	変更指示の内容	摘 要
概算指示金額	金	円	(消費税を含む。)

第 1 1 号様式（第 2 3 条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

工事中止通知書

工事の施工を下記のとおり一時中止するので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 (別途、通知をする日まで)
中止する工種等 及び工事区域	
工事中止の理由	
管 理 体 制 の 基 本 的 事 項	
基 本 計 画 書 の 提 出	
中 止 に 関 わ る 概 算 費 用	
摘 要	

第12号様式（第23条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

工事中止解除通知書

年 月 日付けで工事中止した下記の工事については工事中止を解除します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
中 止 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日 日間 (別途、通知をする日まで)
解 除 年 月 日	年 月 日
摘 要	

第13号様式（第24条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

契約工期延長願

下記工事について、契約工期の延長をしてください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	一金 円也
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
延 長 期 間	日間（期間算定資料は別紙のとおり）
工期延長を必要とする理由	

第14号様式（第25条関係）

出 第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

契約担当者 印

契約工期短縮協議書

下記のとおり工事の契約工期を短縮したいので協議します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
変 更 工 期	自 年 月 日 日間 至 年 月 日
工 期 を 短 縮 す る 理 由	

第15号様式（第26条関係）

建設工事請負変更契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 変更契約事項

(1)	第 回 変 更 請 負 代 金 増 減 額	金 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 金 円
	変 更 後 請 負 代 金 額	金 円 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕 金 円 注 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、 消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方 税法第72条の82及び第72条の83の規定に より算出したもので、請負代金額に8/108を 乗じて得た額である。
(2)	完 成 期 間 増 減 日 数	日 間
	た だ し 当 初 完 成 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 成 期 限	年 月 日
	第 回 変 更 完 成 期 限	年 月 日
	今 回 変 更 完 成 期 限	年 月 日
(3)	工 事 内 容	別紙のとおり
(4)	そ の 他 の 事 項	この契約に記載してあるもののほかは、当初契約 書のとおりとする。

4 変更工程表 別紙のとおり

上記変更請負契約の証として当事者記名押印の上、各自1通を原請負契約書とともに保持する。

年 月 日

発注者 契約担当者
職 氏 名 印
受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

第16号様式（第32条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

工事目的物の一部引渡書

下記の工事目的物の引渡しを申し出ます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額 （出来高金額）	一金 円也 （一金 円也）
出 来 形 等 検 査 年 月 日	年 月 日

上記の工事目的物の引渡しを受けました。

年 月 日

契約担当者 印

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

第17号様式（第32条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

工事目的物引渡書

下記の工事目的物の引渡しを申し出ます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	一金 円也
完成検査年月日	年 月 日

上記の工事目的物の引渡しを受けました。

年 月 日

契約担当者 印

受注者

商号又は名称

代表者の氏名

第18号様式（第33条関係）

請 求 書

年 月 日付けで締結した

に係る建設工事請負契約について、工事が完了しましたので、建設工事請負契約書第32条第1項の規定に基づき下記のとおり請負代金を請求します。

記

- 1 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 領収済額 金 円
- 3 今回請求金額 金 円
- 4 未請求金額 金 円
- 5 検査年月日 年 月 日
- 6 振込先 金融機関名
支 店 名
種 別 普通預金 ・ 当座預金
ふりがな
口座名義人
口座番号

年 月 日

住 所
氏 名 印

(宛先) 契約担当者

第19号様式（第34条、第35条関係）

（中間）前払金請求書

年 月 日付けで締結した

に係る建設工事請負契約について、建設工事請負契約書第34条第1項（第3項）の規定に基づき下記のとおり（中間）前払金を請求します。

記

- 1 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 領収済額 金 円
- 3 今回請求金額 金 円
- 4 振込先 金融機関名
支店名
種別 普通預金 ・ 当座預金
ふりがな
口座名義人
口座番号

年 月 日

住 所
氏 名 印

（宛先）契約担当者

第20号様式（第35条関係）

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
上記の工事について、中間前払金に係る認定を請求します。	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
印	
(宛先) 契約担当者	

第21号様式（第35条関係）

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	
摘 要	
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">契約担当者 印</p>	

第22号様式（第36条関係）

部分払金請求書

年 月 日付けで締結した

に係る建設工事請負契約について、建設工事請負契約書第37条第1項の規定に基づき下記のとおり部分払金を請求します。

記

- 1 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 領収済額 金 円
- 3 今回請求金額 金 円
- 4 振込先 金融機関名
支店名
種別 普通預金 ・ 当座預金
ふりがな
口座名義人
口座番号

年 月 日

住 所
氏 名 印

(宛先) 契約担当者

第 2 3 号様式（第 3 7 条関係）

出 第 号
年 月 日

（宛先）受注者
商号又は名称
代表者の氏名

契約担当者 印

工事請負契約解除通知書

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、建設工
事請負契約書第 4 4 条第 1 項第 号に該当すると認めたので、同項の規定により
当該請負契約を解除します。

記

- 1 工 事 名
- 2 請負代金額 円
- 3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

第24号様式（第37条関係）

年 月 日

（宛先）契約担当者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

工事続行不能届

年 月 日付けで貴市と請負契約を締結した下記工事につきましては、続行不能となりましたので、届け出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 請負代金額 円
- 3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 続行不能理由